

IFRSをめぐる動向 第135回 IFRS第10号「連結財務諸表」等の適用後レビューの 検討状況

(20頁)

1 はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおけるIFRS第10号「連結財務諸表」等の適用後レビューの検討状況について、2021年7月のIASB会議で紹介された情報要請へのフィードバックの概要と主な討議の内容を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

2 背景

2020年12月、IASBは情報要請「IFRS第10号『連結財務諸表』、IFRS第11号『共同支配の取決め』及びIFRS第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」を公表しました（コメント期限は2021年5月10日に終了）。

この適用後レビューは、2019年9月にIASBのアジェンダに追加され、検討が開始されました。適用後レビューは、新基準や大規模な基準の修正が意図した通りに機能しているかの評価を目的にIASBによって実施されるレビューです。基準の開発時に重要であったか、議論の多かった論点について、主に以下の観点から検討が行われます。

- ・ 利用者の意思決定に役立つ情報が提供されているか
- ・ 首尾一貫しない適用をもたらしていないか
- ・ 適用に際して予想外のコストが生じていないか

今回の適用後レビューは、2013年から適用が開始されている次の3つの基準が対象となっています。

- ・ IFRS第10号「連結財務諸表」
- ・ IFRS第11号「共同支配の取決め」
- ・ IFRS第12号「他の企業への関与の開示」

情報要請では、これらの基準について、事前の調査で得られた情報をもとに、特に追加調査が必要となる可能性のある領域を中心にコメントの募集が行われました。情報要請には、作成者、基準設定主体、会計事務所、利用者などから計83件のコメント・レターが

寄せられ、地域別には欧州が 34 件と最も多く、次いでアジア 17 件、南米 7 件となっています。

3 IFRS 第 10 号「連結財務諸表」について

IFRS 第 10 号は、連結財務諸表の作成（会計処理）に関する取扱いを定め、また、投資先の種類にかかわらず、支配に基づき連結の判定を求める基準です。情報要請では、主に次の項目を中心にコメント募集が行われました。

- ・ 投資先の支配の判定
- ・ 連結の会計処理
- ・ 投資企業の判定

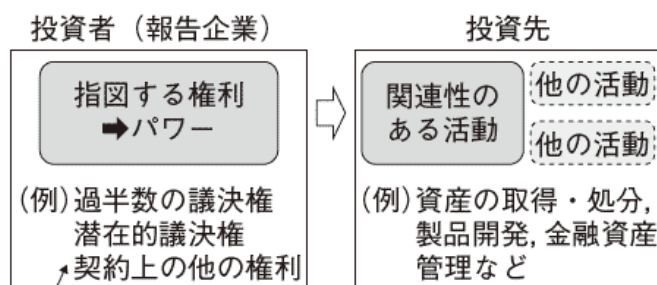
(1) 投資先の支配の判定

IFRS 第 10 号では、投資先の支配の有無に基づき連結の要否を判定します。①パワー、②リターン、③パワーとリターンの関連性という 3 つの要素がある場合、投資先の支配が成立します。支配の判定には、関連する事実や状況の総合的な評価が必要となり、重要な判断が求められます。情報要請へのフィードバックでは、多くの関係者がこの判断の必要性に同意していましたが、一部の複雑な取決めでは判断が困難な場合があることや、追加のガイダンスや設例の必要性が強調されました。

<投資先に対するパワーについて>

IFRS 第 10 号では、投資先のリターンに重要な影響を及ぼす活動を「関連性のある活動」と呼び、当該活動を特定し、その活動を指図する権利（実質的な権利）を有する場合、投資先に対するパワーを有するとしています（【図 1】参照）。

【図 1】 投資先に対するパワー



実質的な権利を考慮
防御的な権利は考慮しない

これに関して、情報要請への主なフィードバックは次のとおりです。

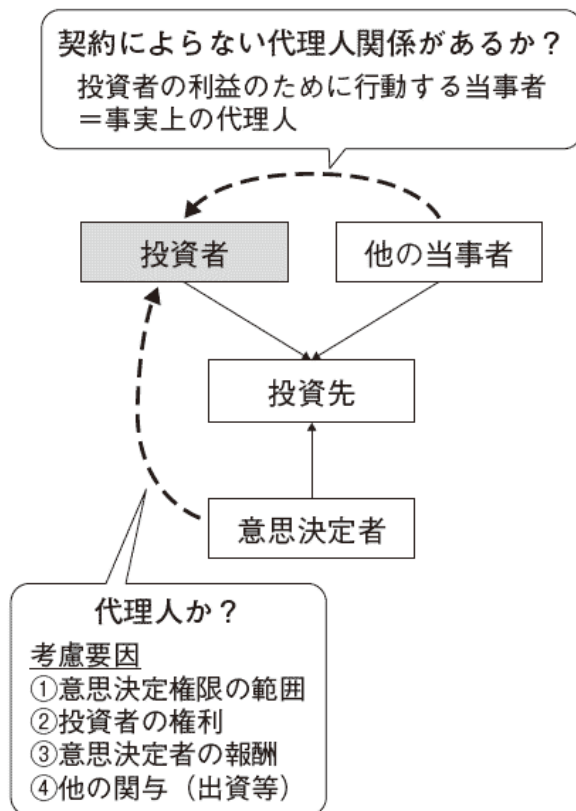
項目	主なフィードバック (文末括弧内は回答割合の目安)
関連性のある活動の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定めで、投資先の関連性のある活動の特定は可能 (大多数) ・ ただし、関連性のある活動の特定に重要な判断が必要な場合があり、追加のガイダンスや明確化が有用 (多数) <p>(特定が困難とされた状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の投資者が、別々の関連性のある活動を指図する権利を有している ・ 異なる時期に生じるか、将来の事象を条件とする関連性のある活動があり、複数の投資者がそれらの活動を指図している ・ 組成された企業が、予め定められた方法で活動している
実質的な権利の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定めで、投資者の権利が実質的かどうかの評価は可能 (ほぼ全て) ・ ただし、潜在的議決権が実質的かどうかの評価が困難な場合がある (少数) <p>(評価が困難とされた状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在的議決権の行使が、当事者の支配の及ばない事象 (当局承認など) を条件としている、または、デッドロックの場合にのみ可能となる
防御的な権利の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定めで、投資者の権利が防御的かどうかの評価は可能 (ほぼ全て) ・ ただし、権利が防御的かどうかの評価が困難な場合がある (一部) <p>(評価が困難とされた状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拒否権が防御的かどうか ・ 融資者の権利が防御的かどうか (コベナンツ違反の場合など) ・ フランチャイズ契約における権利が防御的かどうか

<p>過半数の議決権がない場合の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定めで、過半数の議決権がない場合の評価は可能（大多数） ・ 株主名簿や過去の投票パターン等の情報は、通常容易に入手可能（多数） ・ ただし、基準上の考慮すべき事項の適用が困難な場合がある（一部） <p>（適用が困難とされた状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資者の株式保有の規模や他の株主の分散状況をどのように考慮するか（例えば、投資者の株式保有が適用例にある48%よりも著しく低い場合や、適用例の記載ほど他の株主が分散していない場合） ・ 新規設立で過去の投票パターンがない場合や IPO 等で保有割合に著しい変化が生じている場合、投票パターンをどのように特定するか
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非営利の投資先の支配の判定において、支配の要素である変動リターンへのエクスポージャーをどのように解釈するか明確でない（少数） ・ ファンド（オープン・エンド型のファンドなど）の持分の過半を有していない場合、連結するとファンドへの投資の実態を忠実に表さず、直感に反する（少数）

<パワーとリターンとの関連性について>

IFRS 第10号では、支配の要素の一つとしてパワーとリターンの関連性を求めています。例えば、投資者と意思決定者等が異なるような取引では、支配の判定にあたって、意思決定者等が投資者の代理人かどうかの評価が求められる場合があります（【図2】参照）。代理人と判断される場合、意思決定者等は投資先を支配していないと扱われます。

【図2】 パワーとリターンの関連性（代理人の評価）



これに関して、情報要請への主なフィードバックは次のとおりです。

項目	主なフィードバック (文末の括弧内は回答割合の目安)
本人・代理人の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定めで、意思決定者が代理人かどうかの評価は可能 (ほぼ全て) ・ ただし、重要な判断が必要となり、困難を伴う場合がある (多数) ・ 次の事項についての追加のガイダンスが必要 (多数) <ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定者の関与の規模と変動性、他の関与からのリターンと報酬からのリターンをどのようにウェイト付けするか ・ 将来の事象の発生可能性や将来の業績の達成可能性をどのように評価に反映するか
契約によらない代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の当事者が事実上の代理人かを評価するための追加の

関係の評価	ガイダンスが必要（例えば、契約上の取決めがない場合に、投資者とその関連当事者との関係の評価にあたって考慮すべき事項など）（一部）
-------	--

(2) 連結の会計処理

IFRS 第 10 号は、連結財務諸表の作成（会計処理）に関する取扱いを定めています。情報要請では、特に投資先との関係が変化した際の会計処理、事業に該当しない子会社の一部取得に関してコメント募集が行われ、主に次のようなフィードバックが寄せられました。

項目	主なフィードバック (文末の括弧内は回答割合の目安)
投資先との関係が変化した際の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社が共同支配事業になる場合の残存持分の再測定について、IFRS の定めがなく、実務にばらつきがある（多数） ・ 関連会社や共同支配企業への資産の売却・拋出の会計処理について、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拋出」が無期限に延期されており、実務にばらつきが残っている。その修正を作業計画に追加すべき（多数） ・ 共同支配の取決めの分類変更についての明示的な定めがない（一部） ・ 支配喪失時の残存持分の公正価値による再測定の有用性には、異なる意見が寄せられた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再測定は有用な情報を提供する（多数） ・ 再測定は有用な情報を提供しない（日本、南米などの回答者） <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引前後で残存持分に変化がないのに、第三者に売却したかのように再測定するのは直感に反する ・ 将来キャッシュ・フローの見通しや経営者の受託責任の評価に有用でない
事業に該当しない子会社の一部取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得時の非支配持分の測定方法にばらつきがみられる（例えば、非支配持分の公正価値で測定する方法や、識別可能な純資産の公正価値の比例配分で測定する方法などがある）

	(多数)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務や規制上の目的で、単一資産を保有する法人を組成して取引が行われる場合、法人を用いるかどうかで会計処理が異なる状況が生じる（一部） ・ 非支配持分に対するプット・オプションの会計処理について、IFRS 第 10 号と IAS 第 32 号「金融商品：表示」との間で不整合がある（一部）

(3) 投資企業の判定

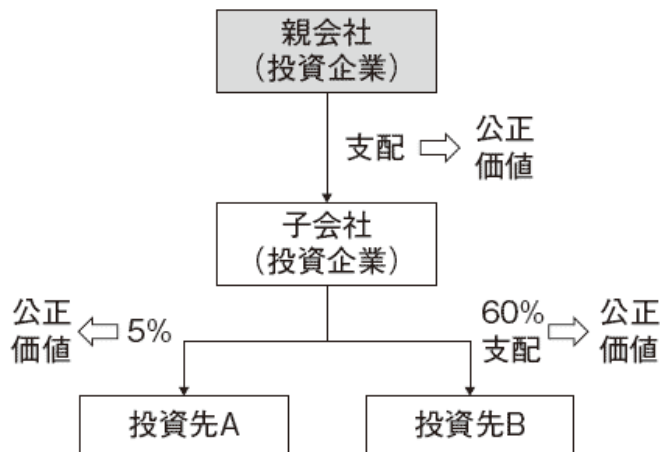
IFRS 第 10 号では、資本増価や投資収益のためだけに投資することを事業目的とする等の要件を満たす企業を「投資企業」と定義し、連結の例外として、投資先を支配していても公正価値で測定することを認めています。

これに関して、情報要請への主なフィードバックは次のとおりです。

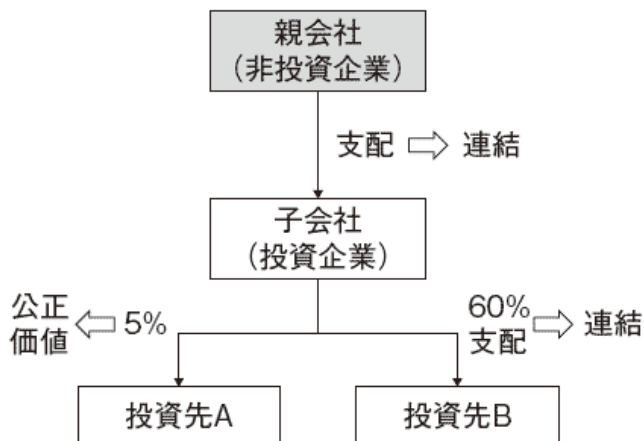
項目	主なフィードバック (文末の括弧内は回答割合の目安)
投資企業の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資企業の定義と典型的な特徴の現行の定めを適用することで、首尾一貫した結果が得られる（大多数） ・ ただし、投資企業の要件を満たすかの判断が困難な場合がある（多数） <ul style="list-style-type: none"> ・ 出口戦略の有無の決定にどのような証拠が必要か明確でない ・ 長期（例えば 99 年）にわたり投資を保有する予定の企業が投資企業に不適合か明確でない <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資企業に不適合となる投資先の活動への関与の程度が明確でない（多数）
投資企業である子会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社も子会社も投資企業の場合、親会社から当該投資企業子会社への投資の公正価値測定が求められるが（【図 3】参照）、この定めは、当該子会社の投資先等の情報の喪失となる。連結するか、当該子会社に関する追加の開示を求めるべき（多数）

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 親会社が投資企業でない場合、親会社の連結財務諸表では、投資企業子会社の投資先の公正価値測定を引き継げず、連結が求められるが（次頁【図4】参照）、親会社の最終投資先の保有目的は、投資企業子会社の目的と同じであり、公正価値測定を維持する方が経済的実態を反映する（少数）
------------	--

【図3】親会社も子会社も投資企業の場合



【図4】親会社が投資企業でない場合



〔IASB 会議の状況〕

2021年7月のIASB会議では、上記のフィードバックに関して、数名のIASB理事から以下のような意見がありました。なお、決定事項はありません。

・ ガイダンスや設例の追加は、かえって複雑になる可能性もあり、慎重な検討が必要である。もともと判断が必要な領域であり、基準で対処すべきものとそうでないものの区別が重要である。

・ 代理人の検討については、契約開始時のみの評価であり、複雑な関係の評価にコストがかかる点は想定されていたものである。判断に際してのウェイト付けのガイダンスを追加しても様々な種類の取引への対処にならず、重要な判断には開示が必要になる点を強調すべきではないか。

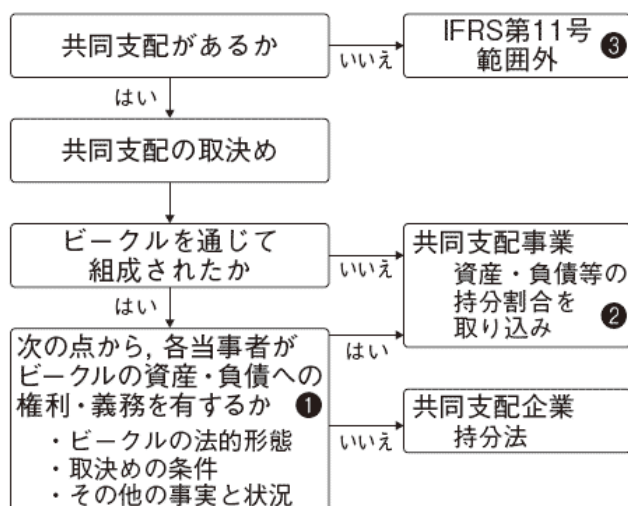
・ 投資企業の会計処理については、投資企業である子会社の情報の喪失に関して、開示で補うなど透明性を高める方法を検討してはどうか。

4 IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」へのフィードバックと主な討議

IFRS 第 11 号は、共同で支配している取決めの持分を保有する企業の会計処理を定めた基準です。取決めから生じる当事者の権利と義務に基づく会計処理を定めています。【図 5】はこの判定フローを示したものです。情報要請では、特に次の項目が追加調査が必要となる可能性のある領域として挙げられました。

- ・ 共同支配の取決めの分類（【図 5】の①）
- ・ 共同支配事業の会計処理（【図 5】の②）
- ・ IFRS 第 11 号の範囲外の協力の取決め (collaborative arrangements)（【図 5】の③）

【図 5】 共同支配の取決めの判定フロー



これに対して、関係者から次のようなフィードバックが寄せられました。

項目	主なフィードバック (文末の括弧内は回答割合の目安)
共同支配の取決めの分類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定めで、「その他の事実と状況」に基づく分類の決定は可能（多数） ・ ただし、関連する IFRS 解釈指針委員会の過去のアジェンダ決定を基準書に組み込むことが有用（一部） ・ 「その他の事実と状況」に基づく分類の決定が困難な場合がある（一部） <p>(分類の決定が困難とされた状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同支配の取決めからの産出物に活発な市場がある場合（すなわち、既存の市場で容易に売却できる場合） ・ 共同支配の取決めの当事者が、市場の変動を反映した変動価格で共同支配の取決めの産出物を取得する場合 ・ 共同支配の取決めからの産出物の取得を当事者が約束している期間が、共同支配の取決めにおける資産の耐用年数よりも短い場合
共同支配事業の会計処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の定めで、共同支配事業者による共同支配事業の資産・負債等の有用な報告は可能（ほぼ全て） ・ ただし、IFRS 第 11 号の適用が有用な報告とならない場合がある（多数） <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同支配事業からの産出物の購入割合が共同支配事業に対する持分割合と異なる場合 ・ 共同支配事業者が共同支配事業に代わってリースやその他の契約を締結する場合
IFRS 第 11 号の範囲外の協力の取決め	<ul style="list-style-type: none"> ・ IFRS 第 11 号の範囲外の協力の取決めは、採掘、不動産、製薬、エンタテインメント、電気通信などの業界で広く行われている（多数） ・ 共同支配事業との類似性から、取決めから生じる資産・負債・収益・費用の持分を認識する処理をしている（多数） ・ 協力の取決めの当事者が、その取決めに重要な影響力を有する場合、持分法を適用している（一部）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力の取決めの会計処理は、その法的形態に左右される場合がある（一部）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比例連結の方が持分法よりも共同支配企業に関する有用な情報を提供する（共同支配企業の運営がその事業活動と一体化している場合など）（一部）

〔IASB 会議の状況〕

2021年7月のIASB会議では、数名のIASB理事から、この上記のフィードバックに関して、以下のような意見がありました。なお、決定事項はありません。

- ・ IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定内容の基準への追加の必要性は、他の基準でも同様であり、この適用後レビューとは別のプロジェクトとして、より広い範囲で検討すべきである。

- ・ アジェンダ決定について、ウェブを通じた研修や教育セッションの提供でアクセスを改善する方法も考えられる。

- ・ 協力の取決めについては、多様な実務があることが確認された。ガイダンスの提供を検討してはどうか。

- ・ 協力の取決めは、定義がなく典型的な特徴を捉える必要もあり、論点に対処するための範囲の決定が難しい。

5 IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」へのフィードバックと主な討議

IFRS 第12号は、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与についての開示要求を定めた基準です。今回は、主として現行の開示要求がIFRS 第12号の目的の達成にどの程度役立っているかという観点から情報要請が行われ、関係者から次のようなフィードバックが寄せられました。

項目	主なフィードバック (文末の括弧内は回答割合の目安)
基準の目的を満たす情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の開示要求は、IFRS 第12号の目的の達成に役立っている（全て） ・ ただし、追加的な情報の要求、または過度な開示要求の削減が必要（多数）

	<p>(追加的な情報が必要とされた領域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要性のある非支配持分を有する子会社の開示（例えば、非支配持分のセグメント別の配分など）（多数） <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な判断と仮定の開示（例えば、事実上の代理人の判定、過半数の議決権がない場合の支配の評価、防御的な権利の評価、共同支配の取決めの分類など）（一部） ・ 個別に重要性のある共同支配企業・関連会社の開示（例えば、それらの有利子負債、キャッシュ・フロー情報、資本的支出、配当総額等）（一部） <p>(過度な開示要求とされた領域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非連結の組成された企業に関する開示（一部） ・ 子会社、共同支配企業、関連会社が上場している場合のそれらへの関与の開示（一部） <ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社等が上場しており、それらの財務諸表の公表日が報告企業の公表日より遅い場合、現地の法規制により機密情報の開示が禁止され、開示が困難な場合がある（一部） ・ 開示要求の一部が、IFRS 第7号「金融商品」の開示要求と重複（一部）
--	---

[IASB 会議の状況]

2021年7月のIASB会議では、以下のような意見がありました。ただし、さほど議論はなされておらず、決定事項もありません。

- ・ 非連結の組成された企業の開示は、実務上の負担が大きく、何らかの検討が必要である。

- ・ 非連結の組成された企業の開示は、金融危機を背景に導入されたものであり、現在の環境を踏まえた調整も必要かもしれない。

6 おわりに

今回の情報要請には肯定的なフィードバックが比較的多く寄せられており、IFRS第10号等の現行の定めが概ね機能しているとの評価であると考えられます。2021年7月のIASB会議でも、その点を強調する意見が見られました。

一方で、適用にあたっての判断が困難であり追加のガイダンスや設例が必要との意見も多く寄せられています。IASB会議では、このような意見に対し、判断の必要性は基準開発時に意図していたものであり、ガイダンスや設例の追加はかえって複雑性を増す恐れがあ

るといった意見や、基準の修正要否の判断にはより詳細な影響の検討が必要、といった慎重な意見が挙がっています。

今後、IASB では、これらの意見と寄せられたフィードバックを踏まえ、審議を通じて対応が必要な領域を特定していくことが見込まれます。基準の修正にまで至る論点は多くない可能性はありますが、領域によっては、基準の明確化やガイダンスの追加等の検討につながる項目もあると考えられます。